

島根県国際チャーター便促進支援補助金



■ 支援対象

航空会社及び旅行会社

■ 要件（次の1と2の両方に該当することが必要です。）

1. 島根県内の空港（出雲縁結び空港、萩・石見空港）を離発着するインバウンド国際チャーター便及びインバウンド国際ツアーであること。
2. 前号のインバウンド国際ツアーの観光客が、島根県内の宿泊施設で1泊以上すること。

事業実施対象	補助対象経費	補助額	限度額
航空会社	県内空港（出雲縁結び空港、萩・石見空港）の着陸料及び当該インバウンド国際チャーター便に係る航行援助施設利用料	支払った額の3/4の額 (千円未満は切捨)	1回の着陸につき 200,000円
旅行会社	上記航空会社が運航するインバウンド国際チャーター便を利用したインバウンド国際ツアー参加者の宿泊料	1人あたり 5,000円	1機につき 1,000,000円 (200人分)

詳しくは、島根県交通対策課までお問い合わせ下さい。
 電話：0852-22-5938 FAX：0852-22-6511
 Email：koutuu@pref.shimane.lg.jp